

大阪市水道事業管理規程第7号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される大阪市水道局企業職員の処遇等に関する規程の一部を改正する規程

外国の地方公共団体の機関等に派遣される大阪市水道局企業職員の処遇等に関する規程（平成23年大阪市水道事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第2条 派遣職員（条例第4条第1項に規定する派遣職員のうち、同項に規定する大阪市水道局企業職員であるものをいう。以下同じ。）の派遣期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、<u>通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該派遣職員の給料及び扶養手当（当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）</u></p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第2条 派遣職員（条例第4条第1項に規定する派遣職員のうち、同項に規定する大阪市水道局企業職員であるものをいう。以下同じ。）の派遣期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、<u>通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該派遣職員の給料及び扶養手当（当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）</u></p>

務公務員」という。)であるとした場合に在
外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤
務する外務公務員の給与に関する法律(昭
和27年法律第93号。以下「外務公務員給与
法」という。)の規定により配偶者手当が支
給されることとなる職員については、配偶
者に係る分を除く。)の月額を基礎として算
定される給料、扶養手当、期末手当及び勤
勉手当の年額と当該派遣職員が派遣の日の
属する月の初日から所在国勤務の外務公務
員であるとした場合に外務公務員給与法の
規定により支給されることとなる在勤基本
手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合
計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、
給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び
期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗
じて得た額とする。

[2 略]

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当た
っては、派遣職員が、大阪市水道局企業職
員の職務の級及び号給を決定する基準等
に関する規程(令和6年大阪市水道事業管理
規程第9号)第19条の規定により4号給を
昇給するものとし、大阪市水道局企業職員
の期末手当及び勤勉手当に関する規程(平
成18年大阪市水道事業管理規程第17号)別
表第6の相対評価区分欄の第3区分に属す
る職員であるものとする。

[4~9 略]

であるとした場合に在外公館の名称及び位
置並びに在外公館に勤務する外務公務員の
給与に関する法律(昭和27年法律第93号。
以下「外務公務員給与法」という。)の規定
により配偶者手当が支給されることとなる
職員については、配偶者に係る分を除く。)の
月額を基礎として算定される給料、扶養
手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該
派遣職員が派遣の日の属する月の初日から
所在国勤務の外務公務員であるとした場合
に外務公務員給与法の規定により支給され
ることとなる在勤基本手当、住居手当及び
配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同
じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、
地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞ
れに100分の100以内を乗じて得た額とす
る。

[2 同左]

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当た
っては、派遣職員が、大阪市水道局企業職
員給与規程(昭和42年大阪市水道事業管理
規程第2号)第6条第4項の規定により4
号給を昇給するものとし、大阪市水道局企
業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規
程(平成18年大阪市水道事業管理規程第17
号)第8条第5項第1号ウ、同項第2号ウ、
同項第3号ウ又は同項第4号イに掲げる職
員であるものとする。

[4~9 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。